

● 個人住民税が特別徴収(給与から天引き)されている方の場合

平成 年度 市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得 給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③ 分離短期譲渡 分離長期譲渡 山林所得 株式等の譲渡 先物取引	市民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	受給者番号	氏名	指定番号	
所得 雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 寄附金	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②	課税標準	山林所得 株式等の譲渡 先物取引	道民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付(納付すべき)額⑪ 差引納付額(⑧-⑩-⑪) 既通知済税額⑫ 増減額(⑧-⑫) 変更月	平成 年 月 日	帯広市長	印	
(摘要)				納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
				7月分	10月分	1月分	4月分	
				8月分	11月分	2月分	5月分	

問合せ先 帯広市総務部市民税課市民税係 (直通電話) 0155-65-4120

※ 寄附を行った翌年度の特別徴収税額通知書に記載された金額となります。
(寄附を行った時点では、翌年度の個人住民税所得割の額はわかりません。)

これらの欄の合計額が個人住民税所得割の金額です。
この金額の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額控除されます。

● 個人住民税が普通徴収の方の場合

平成 年度 市民税・道民税課税明細

納税番号		氏名		様
収入 給与収入 年金収入	金額	所得 所得割額 均等割額 算出税額 調整控除	金額	
所得 控除	金額	市民税	金額	
所得 控除	金額	道民税	金額	
合計	金額	課税標準額	金額	
人的控除内訳	金額	所得割額 均等割額	金額	
控配 扶養 扶障 本人該当	金額	年税額	金額	

※ 寄附を行った翌年度の納税通知書に記載された金額となります。
(寄附を行った時点では、翌年度の個人住民税所得割の額はわかりません。)

これらの欄の合計額が個人住民税所得割の金額です。
この金額の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額控除されます。